





中曆明治五年十月卯未國留學子

生兒玉淳一君謹白正院冬議諸君之間下小
甲上度淳一君不為の成以以て是迄再回學
見以陳述仕尚意切は法下向を由據申上
為は其體飛鯨躍は荒洋以隔る航路未
何分法下む以受て固く今日ハ其核創
造法每切の時より定むるを多々昧昧一
是生の淳一君が愚説は下向は其由は實際
に其心は其の解任仕申入る共一天如
布し亦千文の希以修福其の理也一云

大正十一年四月

金花堂

主は教はるるの性ある事一寸毫と難あり自
古明君賢相と稱しては有徳の望士と望子
裁の才ふ者芬は侍一人唯勉強してその悪
しき性抑割せしものや一放ては性まき
ふありん又已ふ言あくとも言ふ逆いしん危
既ふ之は悔ふ況や己の利益は抑一牛の
防げありん事聞て或は暗殺さるふ事
見政府其公法ありて曲邪の不羈獨意
制して其お換さるは憂ひ深く所以と云
ゆるは政府の人より云ふ事古語にありん

金花堂

成丈人性の強ふ其の不羈獨意は強きし其束
縛せざるふあるは必死と云ふ抑又教と云ふ
何教ふし世益あると云ふ言ありん此者ふ
決して其の望望する事世に所謂人性の強
小任せざるふある不申或は説ふ西洋の教は邪
教ありしと云ふも其の外は海あり苟と人邪
道は信して國文明化は達し其改廢法律は陸
軍制及南洲技藝の充全と云ふて世界不
能理あり又或は説ふ其教ふと云ふ玉
道せざる且其とも早しと云ふ又其とも愚

すゆか一玉殿ふ通せんとい何らの訴ふ及
更ふ解せん又時の早きとい畢竟之は施せ
の御成りや一時ふ之は一般の捨施せんとい
まゝぬありまゝなるに所謂人性存
里法しそ行はるるの理を以て依て之は
袖ふまゝの御成りなす一人の御成りや
任せるに己ふは法に且教の義に物も我
國威の係はるるの一大事候とすゆか併
ハ為ふ申上及通了紙上ハ宛申上及下問
之そは且ふ可申上及淳一語ハ幼年宮御

邑の田舎ふ成長仕国々重なる事候時ふ
たる 朝廷之歌堂に其書之體裁亦ハ更
心得不申定免て不教の文體不才と云
吹の義ハ備ハ見候御成り御成り
寸志而已亦採御成り不才の志下問有之
後伏る事希御成り御成り謹白

第一条

我邦三府七十二縣之各派ハ前年之府藩縣政
事ハ秋ハ為テ不適宜之制ニ有之極然即今文明
完化城以テ海外各國ト相競ル日修地教區ハ割
為ニ尚政勢多派之難劇且人智ハ使州ハ多ク之
弊患ヲ脱スル終ニ進歩之遲速ニ異一利益或失ハ
事君多馬見以テ全邦城一々別國の如クあり
とも先々之意ハ應ハ改革一毎區令及諸有
撰者より付ハ政勢之學分論大政府の難令
事荒漢ハ到テ進歩ニ微一完化之好効刮目而可

見人枚欠之の患も亦之且區分の境界ハ地位經緯度之も亦適一ならず也

諸國諸州之我 朝儀古の分割ハ只小適也
是レハ畢竟中之此世界の地理誌と之
只及支那印度故以て全世界と誤リ疑
州之照切以て六十餘州と分レるものも亦
根不志摩及伊賀方之ぬきハ他の一郡
小州ナリ

第二章

前条之區別ハ乃ち州也縣也志生と之御

廟藏故以て我邦各縣等ハ一州ニ屬スル州あり
州知事知事ハ縣毎ハ令置置或特ハ政府
典選の権限ハ知事ハ立テ其物及区内之憲法
諸規則及諸有司職之圖書等ヲ製スル乃
縣也乃州也遠近ノ事ハ以テ美々々々
別々他亦不恥之其以テ從前之道路名
名とも悉ク以テ廢スル之ハ不亦州ノ事也
附録ハ期申す所也當州ノ職者或ハ人奸
雄割據シ樂城生シ或ハ余り過大之區分却
テ教化改勢難南極と痛ク毎々ハ均共見ハ

畢竟強武制 陪蒙ある者と見ん其方之
くもく地を又執職置書とい者有因物職之
日法人以達てて職律非申るも其誓記
を思免姓名印以て人たの事あり是
多之輕易之物職より何れは空海以唱之已
所職以候る法よりあるべし亦配下之也
宮城に在るも其英雄假君子然らざるは
を恐るる有振るも大官有之毎く也
固より東京府の園國之首代あるべし方元
十里或ハ七八里然候所府之属一今之獨

立し他の令と相し其權以授與せし
た由令宜及諸有司以置まき今日之過
東京府とて其定以の其更に規律を
以改正のあはれ堂とて其首府の體裁を立
せしむる也

第三条

現今府知事縣令の内より任職し勅奏し差
別ありは其地候て其恐理に不合候事
何れありは則ち其地の職に相し其民命以守
護するに任ありは同是勅任して候とも諸

省の左輔同等の位は其典へ之を以て不叶
能く況や府の知事にして縣令の位より
高きハ是を謂ふと云ふ也

第四條

新法定獄之事ハ人命禍福に係る事ハ
て實小極公至重故以て考ふるに論
法を以て曉然たり極多小我 邦ハ士族
以上と庶民の別ハ刑の差有るに
の甚しきものことハ因るに門閥
小拘らむ今日其定之輩ハ其職を奪

ざる由に任ぶる事以て脚夫ありと云
非彼之者ふあるに照首如似體に門閥
輩の身體も亦皆是也之母愛々の法物ハ
して各之を愛するの情ハ一也抑門閥ハ全
の臣下小奴輩故其の私器にして
皇位とい自ら分あり法あり國內其
の區分あり悉く法程を以て其の公
たあるに新定之日秋毫の差有るハ天
地の公乃小背き之申ことハ其の
法改心不ま事と云ふ事ハ其の歡心以難

絶ふ人民の父母たるの天職を換へて是れ
子多事ハ既ハ現ウテ周流地ハ於テハ父母各
小ハ例ハ有キコソシユル裁判ハ外ハ至リ置
キルハ全ク裁判法ノ不慈トシテ生シムル
事ハ尚ホ改正シテ有ル規別故以テ法裁
陪審官吹味と稱シテハ規則故以テ法裁
決ニ有ル且朕人況ハ微跡ヲ以テ證據ヲ
採ル臣来ノ構同ハ志願ハ之ハ元来構同
トシテハ法の法官ノ律學ハ暗義トシテ生
スルハ一々莫ハ拙劣ノ才ハ有ル際リハ
金花堂

卿の微跡の疑を以て構同を掛け法て無罪証
人を以て苦言杖の苦を蒙り自ら可憐這血
之を以て唯ふやまのこあらぬ測ハ不仁の極也
事ハ有ル法官ハ一々律學ハ任意トシテ
決シテ構同ハ一々用ニ属シ一自ラ斷定之方
法ト有ルハ一物ト上ハ補外ハ之ハ我由長
因在ハ此ハ定シテ有ルの權を均ラシク彼ハ
裁判所トシテ有ル構同ハ在テ有ルハ彼ハ
有ルハ有ルハ可憐在ナシ也
附錄若し此の法を以て有ルハ此ハ此

定上を於て裁判官の下民より恨を受
け或は暗殺の害を蒙るの患を有る之は且都
下の於て尤も甚きたる大臣の暗殺の掛り
之を厭ひし由不ある容易の捕縛成し
難き未全く法規律の不整歟とすゆ也

第五立条

抑文明罪犯の凡彼といへ何そや人民各々
城均を職を以て天賦の権を以て為す事と
て他人の勿論政府となりとも之を禁せざ
し其情を遂さしむる故云あり為今我

亦大い進歩之基礎あり現に維新改権の武
門の改しん時今く敬塞せし言改し既し完しけ
即往古王政の如く復せり且器械の如く搬運
梯線の如く海内勿論海外四方の諸島
如く如く新軍紙の便あり實に三千五百萬
若君生のためふを以て上相存をせしめし
唯情の最と完化の弊たる三大事未民百
の如くもの方之不実の遺憾を有るは
とい何乎一日適意公語二曰適意上梓三日
適意思忠見也語ふ如の三大事大小民百

仍ましむ法告諭方之及元來古之三大
ハ我

白皇祖臨政の尊意ありしを例証奉て申
上て給ふ

崇神帝 白皇祖神武の所深意を継せ

しき詔しむし曰

「惟我皇祖光臨宸極者豈為一身乎蓋所以司牧人
神經綸天下故能垂闡玄功時流至德今朕奉承
大運爰育黎元何以聿遵皇祖之跡永保無
窮之祚群卿百寮竭爾忠貞共安天下」

泥中竭爾忠貞とい何事忠とい乃ち内々
心誠竭しと欺む貞とい乃ち正者事の粹
小しと一人元良ありと兼知以て貞ありと
之小ありて是所謂適意公治ありと抑は
則人々心誠竭しと兼人誠しと抑は先
且兼人誠しと貞ありとむるふは適意上
様ふれくものあり歟の如たるや皆適意
思意ふあるありと抑は申すも私自己の及
見而もあらむと又尚今海外各國に於て
文明誠以て唱ふるもの何れも古の美事

小中はるるあり、當時濟世安民の爲め
むら者の確説は、陛下及はる速ふ之は民
間小大ひお行まはれ、以て力有之を
渴望也

附録淳一皇帝て以の事、故東京色々
者と討論し、以て議者排之日、其痛徳
今以の論、我ふお行まはれ、人皆
府及諸有国、其世の憂あり、
云て淳一は、是は、
支数子年前、宇宙草昧の時、彼の支那

きくと政府の命、て、
て、
内文、
余前、
元来、
公治、
小、
まの、
地、
法、

為理由人愛玉の人、其過公法、
我政府以之、文明化の域に進ま
れ上ハ君立下ハ衆庶の如く、若天
賦の幸福を賜ふ且安樂を授けんと欲す
まハ多の抱くハ政府ハ甘しそを愛
國の情を拂ふに過公改定を可んや
且人過を養ふに能ざるの過授ハ往昔
我朝彈正亮或ハ檢非違使に置き
以て内外の非違を正し、其彈
正甚々檢非違使も亦拍々所謂過也

めの人あるハ國必の人民を以て彈正
亮檢非違使ハ換へ衆庶を以て正し
めく、其のハ見ハ因て彼の職者能
況以考ハ其ハ甚々皆凍死拒み非
遂け過を飾る一向我ハ為ハ人
君及黔首の爲ハ其の備ハある
ハ、此亦の樂路ハ政府ハ為ハ
宮城生まらるハ己ハ文明化各
國の笑ハ亦免まらるハ、獨歎息
ハ不堪依て贅言あらハ、其ハ



金花堂

金花堂